

寒川町選挙管理委員会表彰規程新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、寒川町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)が行う<u>選挙に関する優良な</u>団体又は個人の表彰について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(団体の表彰)</p> <p>第2条 団体の表彰は、<u>明るく正しい選挙推進団体又はその他の団体で明るく正しい選挙の推進に積極的に協力し、多大の成果をあげ他の模範となるものを</u><u>町委員会</u>が<u>選考の上</u>、これを表彰する。</p> <p>(個人の表彰)</p> <p>第3条 個人の表彰は、次の各号のいずれかに該当する者<u>を町委員会</u>が<u>選考の上</u>、これを表彰する。</p> <p>(1) 長年、委員長又は委員として委員会の運営、<u>各種選挙</u>の管理執行について著しい功績があり、<u>また、明るく正しい選挙の推進のため積極的に努力した者</u></p> <p>(2) <u>長年、町委員会職員として選挙事務の適正円滑な処理、関係法規の研究、明るく正しい選挙の推進にあたりおう盛な責任感をもつてよくその職務を遂行し、他の模範となる者</u></p> <p>(3) <u>明るく正しい選挙推進の指導者又は協力者として熱意をもつてその推進に尽力し、明るく正しい選挙の実現に寄与した者</u></p> <p>(4) <u>前3号の規定にかかわらず、特に功績顕著と認められる</u><u>者</u></p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第4条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行い、これに金品を添えることができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、寒川町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)が行う<u>_____</u>団体又は個人の表彰について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(団体の表彰)</p> <p>第2条 団体の表彰は、<u>明るい_____</u><u>選挙の推進に積極的に協力し、多大の成果をあげ、他の模範となると認められる団体</u>を<u>町委員会</u>が<u>選考し</u>、これを表彰する。</p> <p>(個人の表彰)</p> <p>第3条 個人の表彰は、次の各号のいずれかに<u>該当すると認められる者</u>を町委員会が<u>選考し</u>、これを表彰する。</p> <p>(1) 長年、委員長又は委員として委員会の運営<u>及び各種選挙</u>の管理執行について著しい功績があり、<u>かつ、明るい_____</u>選挙の推進のため積極的に努力した者</p> <p>(2) <u>明るい_____</u>選挙推進の指導者又は協力者として熱意をもつてその推進に尽力し、<u>明るい_____</u>選挙の実現に寄与した者</p> <p>(3) <u>前2号の規定にかかわらず、選挙の管理執行又は明るい選挙の推進について顕著な功績があった者</u></p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第4条 表彰は、表彰状<u>_____</u>を授与して行い、これに金品を添えることができる。</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。